

宮崎県災害支援備蓄物資の管理等業務委託仕様書

1 業務委託内容

災害時の被災者支援用として県が備蓄している物資の棚卸し等

2 目的

県では、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、宮崎県備蓄基本指針を定め、県民が避難生活において必要とする物資を備蓄している。

それらの物資の在庫管理（劣化状況等調査を含む。）を行うことにより物資台帳を更新するとともに、不具合のある物資等を明確にすることで、非常時に備蓄物資を有効かつ円滑に使用できる状態に保つことを目的とする。

3 履行場所及び数量

別紙のとおり

4 委託期間

契約日から令和6年3月31日まで

5 委託内容

- (1) 別紙に記載された保管場所を現地調査し、保管されている災害支援備蓄物資と県が作成している台帳を照合し、正しい在庫数量を確定する。
- (2) (1) で確定した在庫数量を基に、消費（賞味）期限、使用期限、数量（段ボール箱数及び梱包数を含む）、寸法、重量及び劣化状況等を項目とした台帳を作成する。台帳作成に当たっては、事前に打ち合わせを行う。
- (3) 調査の過程で汚破損物品や保管状態等に問題を発見した場合は、写真を撮影し、報告書を作成する。
- (4) 災害発生時等における物資の搬出入作業の支援を行う。

6 委託費の対象範囲

- (1) 本業務委託において委託費の対象となるのは、上記5（1）～（3）までとする。
- (2) 上記5（4）については、実業務が生じた際に費用の算定等について別途協議の上、本委託契約とは別に契約する。

7 その他

- (1) 業務完了後、成果品として業務実施報告書及び台帳を県へ提出する。
- (2) 業務の実施に当たっては、県と十分に連絡を取り合いながら行う。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。